平成２３年（フ）第７９号
福島県会津若松市表町１番34号　コーポシャローム101号、前住所福島県南会津郡南会津町高野字浅布2316番地
債務者　星　光一郎
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｅ棟183号
債務者　江原　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２４１号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｅ棟183号
債務者　江原とし子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１３８号
さいたま市西区大字島根536番地１　パスコロ101、旧住所さいたま市大宮区三橋４丁目700番地５
債務者　結城　　亮
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３９号
さいたま市西区大字島根536番地１　パスコロ101、旧住所さいたま市大宮区三橋４丁目700番地５
債務者　結城　知美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８４号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺840番地３、旧住所埼玉県春日部市下蛭田408番地３　エクレール第２豊春305号
債務者　関根　浩一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　13―404
債務者　岡田　英治
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４４号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　13―404
債務者　岡田あや子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４４８号
埼玉県所沢市東所沢３丁目37番地３―203
債務者　西田　惠彦
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５９号
埼玉県所沢市北有楽町２番14―304号　第２幸豊マンション
債務者　林田　美穂
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６７号
埼玉県川越市神明町52番地４　シティハイムクラリスＡ―102号室
債務者　上山武夫こと　ウエヤマリカルドタケオ
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０９号
埼玉県飯能市大字双柳1235番地３　ファミールＡ―102、前住所埼玉県飯能市大字双柳805番地４
債務者　牛丸ルイスこと　ウシマル　ポンセルイス　アルベルト
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７７号
千葉県君津市中野６丁目４番25号、住民票上の住所千葉県君津市中野１丁目４番10―502号
債務者　細山田　智
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８６号
千葉県木更津市江川1467番地
債務者　柴田加代子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１０１号
静岡県三島市中島45番地の８
債務者　中島　敦雄
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
静岡県沼津市大手町５丁目13番７号
債務者　島田　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係